

古賀市こども計画（案）パブリック・コメント実施結果

令和7年4月4日 子ども家庭センター

古賀市こども計画（案）に対してパブリック・コメント手続きを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱（平成20年3月告示第20号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公表します。

（１）政策等の題名	古賀市こども計画（案）
（２）政策等の案の公表日	令和7年2月3日（月）
（３）パブリック・コメント手続の実施期間	令和7年2月3日（月）から令和7年3月4日（火）
（４）意見等提出者数	18 名（個人16名、団体2名）
（５）提出意見等件数	71 件
（６）提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

※ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約しています

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	計画への反映	ご意見への回答
1	第1章 ②計画策定の趣旨 (2ページ)	古賀市子ども・子育て支援事業計画に続き、古賀市こども計画でも残念ながら「「児童の権利に関する条約」の理念にのっとり」にとどまっています。子育てを親・家庭だけに任せるのではなく地域などにみんなで子育てを支える古賀市がどれほど進んだのでしょうか？子どもも大人も子どもに関わるすべての人が子どもの権利について知り、学ぶ必要があります。チルドレンファーストを掲げる古賀市、理念のみでは子どもをまんなかにした、子どもの育ちと学びをまちぐるみで支えるまちづくりは進みません。	ご意見として承ります。	69ページ「(2)地域における子育て支援の充実」に記載のとおり、子育て世帯が孤立することなく地域社会とのつながりを形成できるよう、引き続き地域との連携を強化し、地域が子どもや子育て家庭を見守る環境の整備に努めてまいります。子どもの権利については、子ども自身、保護者、社会全体にも知ってもらえるよう、今後周知啓発に取り組んでまいります。
2	第1章 ②計画策定の趣旨 (2ページ)	「児童の権利に関する条約」にのっとり・・・子どもの権利条約の理念にのっとり、こども計画を策定されたことはとても良いと思います。今一歩進めて、古賀市でも子どもの権利条例をつくられることをのぞみます。	ご意見として承ります。	市では平成31年3月に古賀市子ども・子育て支援条例を制定しており、その基本理念のなかで子どもの権利の尊重の推進を掲げ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に取り組んでおります。
3	第1章 ⑤計画策定の方法 (1)ニーズ調査の実施 (4～5ページ)	保護者の回答率が低くて驚きました。この調査の対象や方法、手順はどのように決めたのですか？小6、中3の保護者の回答率が45.5%、五割以下とはとても残念です。とはいえ私も対象者ですが、とにかく分厚くて、質問の内容に戸惑うものも沢山ありました。突然届き回答を迫るのではなく、事前に重要性を広報誌などで知らせるなど周知があると違ったのではないのでしょうか。	ご意見として承ります。	アンケートの内容については、国が定めるマニュアル等を参考に作成しております。また、対象者等については、前回計画からの経年変化を見るために、前回の調査対象を参考にしながら検討を行い、古賀市子ども・子育て会議でご審議いただきながら作成しております。回答については、学校現場の負担等も考慮し、WEBシステムでの実施とし、対象の保護者様にはメール連絡システムを活用してアンケートのご協力をお願いのメールを配信しております。有効回答率としては、次回計画策定時には向上に努める必要がございますが、統計に有意なものと認識しております。

4	第1章 ⑤計画策定の方法 (1)ヒアリング調査 (5ページ)	子ども若者ワークショップはとて面白い企画だと思うが、参加人数が少ない。公共施設での宣伝や声掛けなどもっと周知してたくさん声を聴く必要があったと思う。子育て支援者のワークショップも、昼間・夜など開催時間を変えるなど声を拾う工夫が大事だと思う。	ご意見として承ります。	周知については、さまざまな手法を活用しながら行ったところですが、今後行う際には、周知や実施方法についてさらに工夫、検討してまいります。
5	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現状 (18ページ～)	不登校や行き渋りのデータがないので、データ収集と対策を検討いただきたい。	ご意見として承ります。	今後の参考とさせていただきます。
6	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現状 (18ページ～)	・不登校児のアンケートが全く無いことが残念です。長子も現在不登校ですが、得られる支援が限定的ですし、権利が保障されているとは言えない状況だと感じています。これだけ不登校の子ども達が増えているのですから、もっと具体的な支援、学校以外の場所でも教育が受けられることを大切に考えて頂きたいと思っております。フリースクールへの補助も発表され素晴らしいと思いましたが、塾へ行かせている場合もあります。より柔軟な対応を求めます。	ご意見として承ります。	計画の策定に当たり、可能な限り、子ども・若者からの意見聴取に努めました。引き続き、子ども・若者からの意見聴取し、計画を推進してまいります。
7	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現状 (18ページ～)	小学校では、不登校や行き渋りの児童の悩みを聴く場として、心の教室相談員が配置されています。しかし、担任の先生から「安易に利用すべきではない」と指導され、相談を躊躇する児童が複数いるという声を聞きました。教員不足のため、担任が欠席した際に代替で授業を行う日は、心の教室が不在となり利用できません。その結果、クラスに行けない児童は、学校を休まざるを得なくなり、親子喧嘩に発展して怪我をする児童もいると聞きました。また、教室での生活が困難で、中庭などで時間をつぶしている児童が、先生から叱責され教室へ連れ戻される際に、「教室に戻れないから困っているのに」と呟く声も耳にしました。さらに、友人とのトラブルで、先に先生に相談した側の意見が優先され、「先に言ったもの勝ちだ」と悩む児童もいます。これらの声は、決して先生や学校を非難するものではありません。今回のアンケート調査やヒアリング調査で、これらの子たちの声は十分に拾い上げられているのでしょうか。	ご意見として承ります。	今回のアンケート調査は、子育て支援施策を推進するにあたり基本的な方針を検討したり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出するために実施しております。いただいたご意見については、具体的な事業を実施するにあたっての参考とさせていただきます。

8	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現 状 (1)修学前児童保護 者アンケート (25ページ)	設問「子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいること」への回答で、「子育てで出費がかさむ」の割合が6年前のアンケートより9ポイント増えていることに対するコメントと対策は。	ご意見として承 ります。	物価高騰等により、子育てにかかる出費が多 くなっているものと想定されます。68ページ 「(1)子育て世帯の経済的負担の軽減」に記載 しておりますとおり、実施する事業の中で、 対策等については検討してまいります。
9	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現 状 (3)小学6年生アン ケート (4)中学3年生アン ケート (30～35ページ)	子ども向けのアンケートが少ないように思うし、子どもの声が聴けて いると思えない。アンケート内容やアンケート対象者はどのようにし て決まったのか。	ご意見として承 ります。	アンケートの内容については、国が定めるマ ニュアル等を参考に作成しております。ま た、対象者等については、前回計画からの経 年変化を見るために、前回の調査対象を参考 にしながら検討を行い、古賀市子ども・子育 て会議で審議いただきながら作成してありま す。
10	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現 状 (2)小学生保護者ア ンケート (5)小・中学生の保 護者アンケート (27,36ページ)	P. 27に「(2)小学生保護者アンケート」、P. 36に「(5)小・中学生の 保護者アンケート」とあり、小学生の保護者を対象としたアンケート の回答が重複しているように見えます。第1章⑤計画の策定方法(P. 4)に戻って調査対象者を読むと、(2)が「小学2・4・5年生の保護者」 (5)が「小学6年生、中学3年生の保護者」と紐づいているのだと読み 取れます。結果を示す第2章の方にも、回答者についての説明を補足 していただきたいです。 アンケートの調査対象者がどのような基準や方法で選定されたのか説 明が見当たりません。例えば、小学1・5年生、中学1・2年生、小学 1・3年生と中学1・2年生の保護者の声はこの方法で聞かれていない ということになります。その妥当性について理由があれば知りたいで す。こども大綱には、こども施策に関する基本的な方針として、「こ どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話し ながら、ともに進めていく」とあります。	36ページ 「(5)小・中学生 の保護者アン ケート」に次の 文言を追加しま す。 「※p30～p35の アンケートで対 象となった児童 生徒の保護者の 回答結果」	アンケート結果についてわかりやすくするた めに、ご指摘を踏まえ文言を追加します。 アンケートの対象については、児童生徒の年 齢や前回の調査対象を考慮しながら、教育・ 保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の 見込みを算出するにあたっての必要数を想定 し、子ども・子育て会議でご審議いただきな がら作成しております。

11	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現 状 (3)小学6年生アン ケート (4)中学3年生アン ケート (30～35ページ)	アンケートの設問への疑問 ・何のための質問？ ・このアンケートにより何が見えてくる？ ・学校のタブレットから答えているのか？ということは、不登校児は答えていなのか？ ・ぜひ質問に「学校へ行きたいか、行っているが本当は行きたくないか」などの不登校につながるような苦登校をしている児童や生徒がどのくらいいるのかが知りたい。 ・また、子どもを取り巻く環境として、不登校の子ども達が平日どのように過ごしているのかも調査するべきではないか？	ご意見として承 ります。	今回のアンケート調査は、子育て支援施策を 推進するにあたり基本的な方針や、教育・保 育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見 込みを算出するために実施しております。い ただいたご意見については、具体的な事業を 実施するにあたっての参考とさせていただきます。
12	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現 状 (3)小学6年生アン ケート (31ページ)	設問「朝食の摂取状況」への回答で、「毎日食べる」が79.5%、それ以外の回答が気になる。特に「ほとんど食べない」が4.4%いるのが深刻。子どもの問題と同時に保護者のおかれている状況が心配。分析、評価は。	ご意見として承 ります。	44ページに記載のとおり、朝食を食べていな い日がある小中学生は約2割おり、引き続き 規則正しい食習慣の定着に向けて、家庭、学 校、地域等が連携した食育の取り組みを推進 する必要があると考えています。また、朝食 の摂取状況は、進捗をはかるための指標の一 つとして活用しており、今後も分析を進めて まいります。
13	第2章 ②アンケート調査 結果からみえる現 状 (5)小・中学生の保 護者アンケート ①子どもの意見 を取り入れているか (36ページ)	この問いに対しての選択肢が「常にしている2ときどきしている3あまりしていない4まったくしたことがない」の4択。この問い方では全く意味のないアンケートに感じました。子どもの意見を取り入れているか、なんて、どうしても取れますよね。もっと具体的な質問と選択肢に出来なかったのでしょうか。	ご意見として承 ります。	こども計画に関する総合的なアンケートとな っており、全体の量等を考慮しながら設問 は設定しております。ご提案は今後の参考と させていただきます。

14	第2章 ③ワークショップからみえる現状 (40ページ)	P. 40 ③の見出しが「ワークショップからみえる現状」となっていますが、「ワークショップ」ではなく「ヒアリング調査」の方が適切ではないでしょうか。P. 5「第1章⑤計画の策定方法(1)ニーズ調査の実施②ヒアリング調査」となっています。地域支援者グループヒアリングに出席しましたが、ワークショップに参加しニーズを伝えられた認識はありません。 地域支援者グループヒアリングでは、3グループに分かれてプレインストーミングの手法が紹介されてとにかく意見を出す時間ののち発表で、センスメイキングの時間はありませんでした。計画案に記載されている「共通する"キーワード等は後日、どのようなプロセスや基準で3つや4つに絞られたのでしょうか。その場で出た意見が網羅されているとも、せっかく聞かれていた個別具体的な意見も反映されているとも思えません。	40ページ ③「ワークショップからみえる現状」を次のとおり修正します。 「ヒアリング調査からみえる現状」	ご指摘いただきました見出しの件につきましては、ご意見を踏まえて修正いたします。 すべての意見を網羅することは困難ですが、個別具体的なご意見につきましては、第4章で記載しております事務事業を実施するにあたってのご意見として承ります。
15	第2章 ④古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題 基本目標1 (1)子どもの健やかな心の支援 (44ページ)	自分に良いところがあると思えるためには、「規範意識や思いやりの心を育てるための道徳教育」ではなく、子ども自身が自分のもつ子どもの権利を知り、それが守られるための権利教育がまずもって重要です。現行の道徳教育は、既存の規範から外れた自分を責めたり、他者の迷惑にならないように自分を抑えたりと、自己肯定感の醸成とは逆効果のことも認められます。したがって、当該文脈において、道徳教育を取り上げるのはふさわしくありません。現状に即して考えるなら、これから注力すべき権利教育を取り上げてほしいです。	44ページの1行目「第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画」の次に「(令和2年度～令和6年度)」を追加します。	ご指摘いただきました箇所については、前回策定の第2期の子ども・子育て支援事業計画の内容にもとづくものです。今回新たに策定することも計画については、62ページ「(1)子ども・若者を権利の主体として尊重」に「教育や養育の場において権利に対する理解を深め、地域社会全体にも啓発を行うことで、意識改革を進めます」と記載しております。
16	第2章 ④古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題 基本目標1 (1)子どもの健やかな心の支援 (44ページ)	メディア啓発事業等・・・メディア啓発事業という記載がこの一か所しか見当たりませんが、具体的にどのような啓発を行っているのか記載すべきでは？また、この一文で指すメディア啓発は何歳の子どもの対象のメディア啓発ですか？小中学生？乳幼児健診での啓発なども記載すべきではないでしょうか。	55ページ 「(1)母子の健康支援」の事務事業「乳幼児健康支援事業」の「事業概要等」に「メディア啓発事業」を追加します。	乳幼児期については、乳幼児健診等での啓発を実施しておりますことから、事業概要等に追記いたしました。 また、各学校では福岡県教育委員会が実施する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用してメディア啓発を行っています。インターネットによるいじめやインターネットを介して巻き込まれるトラブル等の防止につながるテーマで専門的な知識を有する外部講師を招くなどして、学習会を実施しております。

17	第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題 基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちのための支援 (1)子どもの健やかな心の支援 (44ページ)	メディア啓発事業等、情報モラル教育や情報リテラシー教育を実施しました。とあるが、第4章施策の具体的な取り組みの事業の中に記載がないが、なぜか？今後の取り組みについてどう考えているのか？	55ページ 「(1)母子の健康支援」の事務事業「乳幼児健康支援事業」の「事業概要等」に「メディア啓発事業」を追加します。	乳幼児期については、乳幼児健診等での啓発を実施しておりますことから、事業概要等に追記いたしました。 また、情報モラル、情報リテラシー教育については、「ICT教育推進事業」の一環として実施していることから、個別に記載しておりません。今後についても、福岡県教育委員会が実施する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用しながらインターネットの適正利用をテーマにした学習会を開催するとともに、健康介護課が実施する子どもの健康づくり推進事業などでもメディア接触時間と生活リズムの関連性などを伝えていきたいと考えています。
18	第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題 基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちのための支援 (3)次世代を担う子どもへの支援体制の充実 (44ページ)	第2章では、「ニーズ調査の実施」とされているアンケート調査およびヒアリング調査を元に、p18「アンケート調査結果からみえる現状」p.40「ワークショップからみえる現状」と見出しにあるように現状」が示されています。ニーズ、つまり、その現状の中で何が必要とされているのか、という点に至っていないものが多く、ニーズが抜け落ちたまま、多くの方策が書かれているのが違和感がありました。例えば、P44「自分の将来が楽しみなこども」の割合が示され(現状)、その後、「社会で活躍している人と関わる機会や、職場体験などの働く経験、社会にどのような仕事があるのかを把握できる学びの機会等を引き続き充実させることが必要」(方策)となっていますが、どのようなニーズがあり、そのニーズをどのように満たしたいのか不明です。ニーズが多様化するからこそ、落としてはいけないと思います。また、「大人でさえ社会にどのような仕事があるのか把握」することなど困難な時代にあって、この方策は検討外れに思います。	ご意見として承ります。	本計画書中に掲載しているアンケート結果は、抜粋したものととなります。すべてを掲載することは、頁数の都合上出来かねますのでご理解いただければと思います。 また、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。

19	第2章 ④古賀市の子ども や子育てを取り巻く課題 基本目標2 (3)子育て情報提供 の充実 (45ページ)	子育て情報提供の充実・・・古賀市の子育て情報誌「こもこも」への 助成が必要ではないか？	ご意見として承 ります。	今後の参考とさせていただきます。
20	第2章 ④古賀市の子ども や子育てを取り巻く課題 基本目標4 (3)教育・保育の向 上 (49ページ)	「いじめ・不登校に対しても未然防止、早期対応体制」とあるが、2 章で行われているアンケートでは不登校やいじめの項目はなく不登校 で悩んでいる保護者への聞き取りもない。また不登校の子どもからは アンケートがとられていない。まず現状の把握をすることが不可欠だ と思う。	ご意見として承 ります。	今回のアンケート調査は、子育て支援施策を 推進するにあたり基本的な方針を検討した り、教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業の量の見込みを算出するために実施して おります。いただいたご意見については、具 体的な事業を実施するにあたっての参考とさ せていただきます。
21	第2章 ④古賀市の子ども や子育てを取り巻く課題 基本目標4 (3)教育・保育の向 上 (49ページ)	基本目標5 子育てを支える地域づくりについては、具体的な施策の 前に子どもの権利を学び理解する大人を増やすことが大切だと思う。 別項で子どもの権利について触れられていたが、本気で子どもの権利 について取り組んでほしい。古賀市に「子ども条例を作る」など具体 的な取り組みに期待する。	ご意見として承 ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体とし て尊重」に記載のとおり、それぞれの事務事 業の中で取り組んでいきます。また市では平 成31年3月に古賀市子ども・子育て支援条例 を制定しており、その基本理念のなかで子ど もの権利の尊重の推進を掲げ、子どもが健や かに成長できる社会の実現に取り組んでおり ます。

22	第2章 ④古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題 【2】こども大綱を踏まえた新しい課題 (50～51ページ)	こども大綱に「こども施策に関する基本的な方針」として出されている6つの柱のうち「②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」について、言及されていないのはなぜですか。抜け落ちているのではないのでしょうか。 p2「②計画策定の趣旨」本文15行目「子どもや子育て家庭を取り巻く課題も、ますます複雑化・多様化しています」とある通り、子どもや子育て家庭の課題やニーズを捉え、取り組んでいくためには、画一的で限定的なアンケートでは限界があります。また、今回、計画策定にあたって行われたグループヒアリング調査は、子ども若者14名、地域支援者12名、各2時間と、時間も人数も全く足りていないと思います。この点は「こども大綱を踏まえた新しい課題」ではないのでしょうか。例えば、豊田市の「こども会議」のように関係性を築きながら子どもの声を聴く(聴こうとする)取り組みなどが必要と思います。子ども・若者・子育て当事者の意見がどこでどのように聞かれるのか、その方針・目標も(第3章)、具体的な取組も(第4章)全く見えなかったと思いますが、ここで課題に上っていないという点が問題だと思います。こども大綱を受けての計画として致命的です。是非、再検討してください。	原案のとおりとします。	62ページ「(1)子ども・若者を権利の主体として尊重」に「すべての子どもや若者が、その年齢や発達に応じて、自らに直接関係する事項について意見を表明する機会を確保できるよう努めます」と記載しております。また、102ページ「②子どもの意見を尊重した施策の推進」にも、「子ども・若者の意見を尊重しながら取り組みを進めていきます」と記載しております。それぞれの個別の施策を進めていく中で、自らに直接関係する事項について子どもの意見を尊重しながら進めてまいります。
23	第3章 ①基本理念 (52ページ)	チルドレンファーストのまち には子どもの権利条約の（総合条例）の制定が必要なのではないか。	ご意見として承ります。	市では平成31年3月に古賀市子ども・子育て支援条例を制定しており、その基本理念のなかで子どもの権利の尊重の推進を掲げ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に取り組んでおります。

24	第3章 ①基本理念 (52ページ)	「チルドレンファーストのまち」こそ、ユニセフが提唱している子どもの権利条約が活かされるまち「子どもにやさしいまち」そのものではないでしょうか。「こどもにやさしいまち」づくりには必要とされる9つの要素があり、子どもの権利条約の自治体レベルで実施するプロセスとなっています。この9つの要素を古賀市がどう『子ども計画』に取り入れたのか質問します。 1、子ども参加…意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳をかたむけ、考慮に入れること。と言われているが、子どもたちの意見を『こども計画』にどうとりいれているか？また子どもアドボカシーをとりいれ、子どもたちが自分の意見や考えを表明できるようにサポートする取り組みを取り入れてはどうか？ 2、子どもにやさしい法的枠組み…すべてのこどもの権利を一貫して促進・保護する立法、規則および手続きの確保、条例。と言われているが、古賀市には条例がないので、どのように取り組んでいくのか？ 3、まち全体のこどもの権利戦略…子どもにやさしいまちづくりのための政策。と言われているが、新たな政策はあるのか？ 4、子どもの権利部局または調整のしくみ…子どもの権利を反映できるしくみを地方自治体につくり発展させる。と言われているが、仕組みを作る予定があるのか？ 5、事前・事後の子どもの影響評価…子ども視点での影響評価を反映させること。と言われているが、仕組みはあるのか？ 6、子ども予算…子どものための十分な資源配分と予算確保。と言われているが、今後も確保できるのか？ 7、定期的な自治体子ども白書…子どもたちと子どもの権利の状況把握、十分なモニタリング、データ収集を確保する。と言われているが、そういった機関はあるのか？ 8、子どもの権利の周知…子どもの権利とは何かをおとなと子どもに知らせること、親の権利をおびやかすと考える人もいるが、子どもの権利は親の役割を積極的に評価するものであると言われている。子ども・大人への周知の方法としてどのようなことを考えているのか？ 9、独立した子どもアドボカシー…子どもの権利擁護のためのしくみ。監視システムの必要性。子どもオンブズピープルや子どもコミッショナー等、NGOの支援、独立の人権機関の設置をすすめる。と言われている。古賀市としてはどういった形でおこなうのか？ 子どもの権利条例（総合条例）の制定が必要です。条例の制定についてどのように考えているのか？子どもは「権利の主体」であり、「生きる権利（生存）」「育つ権利（発達）」 「守られる権利（保護）」「参加する権利（参加）」の4つの柱があり、子どものことに関しては、子ども自身の考えや気持ちを聞き（子どもには意見を聞いてもらえて、その意見を尊重される権利がある…意見表明権）「子どもの最善の利益」を保障しなければならない。また、権利が侵害されたときには、相談・救済される独立したしくみがある。こども計画にはこういった内容の記載が無いが記載はされないのか？	ご意見として承ります。	以下のとおり回答します。 1. それぞれ実施する施策の中で、子どもの意見を取り入れる仕組みについては検討してまいります。 2. 令和5年4月に施行されたこども基本法や市の子ども・子育て支援条例などにもとづき、施策を実施してまいります。 3. 毎年子どもに関する新たな施策を実施しておりますが、今後も必要に応じ新たな施策を検討してまいります。 4. 今後検討してまいります。 5. こども計画については、計画の終期に評価検証を行うこととしております。評価の際には子ども視点での評価も取り入れる予定です。 6. 子どもに関する施策の予算確保に努めてまいります。 7. 専門機関はございませんが、こども計画の進捗管理の中でも検証を行う予定にしております。 8. 62ページ「(1)子ども・若者を権利の主体として尊重」の中で、子どもの権利の周知については、さまざまな方法を検討しながら進めてまいります。 9. 令和6年4月に設置した「子ども・若者相談室」にて、妊娠期から乳幼児期、学童期から青年期に至るまでのさまざまな相談を受け付けております。
----	----------------------------------	---	--------------------	--

25	第3章 ②基本目標 (2)チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (53ページ)	障がいや特性のあるなしで分けず、全ての子ども達への教育が示されたのは評価できることだと思います。クラスの人数の中に、支援級の子ども達の人数が数えられておらず教室が高学年では窮屈になっていることに疑問を感じています。	ご意見として承ります。	ご意見として承ります。
26	第3章 ②基本目標 (1)子どもの将来に わたるウェルビー イングを支援しま す (2)チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (53～54ページ)	(1)(2)「生き抜く力…」など大切な項目があげているが、「ゆったりと心と身体を休める場や時間を保障する」という項目を増やすことを強く求める。子どもの権利にも「休む権利」が保障されている。	原案のとおりとします。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体として尊重」の中で、子どもの権利の尊重について記載しており、その中に含まれるものと認識しております。
27	第4章 ①子どもの将来に わたるウェルビー イングを支援しま す (A)妊娠前から幼 児期まで (I)子ども・若者 を権利の主体とし て尊重 (55ページ)	メディア啓発について検討していただきたい	55ページ 「(I)母子の健康 支援」の事務事 業「乳幼児健康 支援事業」の 「事業概要等」 に「メディア啓 発事業」を追加 します。	乳幼児期については、乳幼児健診等での啓発を実施しておりますことから、事業概要等に追記いたしました。 また、各学校では福岡県教育委員会が実施する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用してメディア啓発を行っています。インターネットによるいじめやインターネットを介して巻き込まれるトラブル等の防止につながるテーマで専門的な知識を有する外部講師を招くなどして、学習会を実施しています。

28	第4章 施策の具体的な取 組み (55ページ～)	メディアリテラシーは子どもたちにとって不可欠と考えます。メディアリテラシーに関する啓発についての記載が第4章にありません。今後どのように取り組んでいけますか？	55ページ 「(I)母子の健康 支援」の事務事 業「乳幼児健康 支援事業」の 「事業概要等」 に「メディア啓 発事業」を追加 します。	乳幼児期については、乳幼児健診等での啓発を実施しておりますことから、事業概要等に追記いたしました。 情報モラル、情報リテラシー教育については、「ICT教育推進事業」の一環として実施していることから、個別に記載していません。今後についても、福岡県教育委員会が実施する「保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業」を活用しながらインターネットの適正利用をテーマにした学習会を開催するとともに、健康介護課が実施する子どもの健康づくり推進事業などでもメディア接触時間と生活リズムの関連性などを伝えていきたいと考えています。
29	第4章 ①子どもの将来に わたるウェルビー イングを支援しま す (A)妊娠前から幼 児期まで (2)親子の成長と交 流の場の支援 (56ページ)	子育て応援サポーターは、市の事業を回すという所に重きが置かれ、地域での子育てを支えるという体制にはなっていないと感じています。長年続けておられる方が自己実現のためにされているのだという印象です。	ご意見として承 ります。	子育て応援サポーターについては、地域での活動につながる体制整備に努めてまいります。
30	第4章 ①子どもの将来に わたるウェルビー イングを支援しま す。 (A)妊娠前から幼 児期まで (2)親子の成長と交 流の場の支援 (56ページ)	支援に関わる人材に対し、「子どもの権利条約」に関する研修の実施が必要だと思うがそういった予定はないのか？	ご意見として承 ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体として尊重」に記載のとおり、子どもの権利については、子ども自身、保護者、社会全体にも知ってもらえるよう、今後周知啓発に取り組んでまいります。

31	第4章 ①子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します。 (A)妊娠前から幼児期まで (2)親子の成長と交流の場の支援 (56ページ)	公的機関だけではなく民間で子どもたちに五感を使った体験活動や環境を考える活動を行っている団体との連携や事業化を検討されてはどうか？	ご意見として承ります。	69ページ「(2)地域における子育て支援の充実」に記載のとおり、地域や団体が行う青少年育成事業と連携し、多様な体験や学びの場を提供し、地域で子どもたちの成長を支えていく環境づくりに取り組んでまいります。
32	第4章 ①子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します。 (A)妊娠前から幼児期まで (3)幼児教育・保育サービスの充実 (57ページ)	保育所等の人材確保について。自身の経験から、保育所では病児が帰ったらパートは不要とすぐに帰されたり、研修がなかったり、命に係わる情報の共有をしてもらえなかったりという実情なので人材が確保できないのではないかと。 (12数年前のことなので改善していることを願う)	ご意見として承ります。	職員の勤務につきましては、そのような取り扱いを行っておりません。また、職員全員に研修を実施し保育士の質の向上に努めるとともに、子どもに関する情報を共有する等、保育所全体で子どもを見守ることを徹底しております。今後も保育の質を高めるとともに、安心して預けられる保育所づくりに努めてまいります。
33	第4章 ①子どもの将来にわたるウェルビーイングを支援します (B)学童期・思春期(1)~(3) (58~60ページ)	内容に子どもの「遊び」の事業が盛り込まれていない。子どもの権利の「遊ぶ権利」、身体を使って遊ぶ「外遊び」も重要だと思います。	原案のとおりとします。	56ページ「(2)親子の成長と交流の場の支援」や、67ページ「(6)安心して外出できる環境の整備」に子どもが遊ぶ場に関する記載をしております。また、62ページ「(1)子ども・若者を権利の主体として尊重」の中で、子どもの権利の尊重について記載しており、その中に含まれるものと認識しております。

34	第4章 ①子どもの将来に わたるウェルビー イングを支援しま す。 (B)学童期から思 春期まで (2)豊かな心と体づ くり (59ページ)	こども計画では書かれていないが中学校での居場所交流型「子育てサ ロン」や授業交流を行っている NPO との連携や事業化の検討をされ てはどうか？	ご意見として承 ります。	今後の参考とさせていただきます。
35	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (I)子ども・若者を 権利の主体として 尊重 (62ページ)	子どもたち自身が権利がある自覚を持てるよう人権教育にも力を入れ ていただきたい。	ご意見として承 ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体とし て尊重」に記載のとおり、子どもの権利につ いては、子ども自身、保護者、社会全体にも 知ってもらえるよう、今後周知啓発に取り組 んでまいります。
36	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (I)子ども・若者を 権利の主体として 尊重 (62ページ)	子どもたちを支援するため様々な事業があるが、支援をする人や関わ る人すべてを対象とした、「子どもの権利」についての研修が必須だ と思うがそういった検討はないのか？	ご意見として承 ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体とし て尊重」に記載のとおり、子どもの権利につ いては、子ども自身、保護者、社会全体にも 知ってもらえるよう、今後周知啓発に取り組 んでまいります。

37	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (I)子ども・若者を 権利の主体として 尊重 (62ページ)	地域社会で子どもに関わる人たち、学校や学童保育、児童センター等の教育者、保護者への子どもの権利に関する具体的な啓発が必要かと思います。具体的には、どのような啓発事業を計画されているのでしょうか。小学校においても、子どもたちに配布されているアンケートなどは、先生方が見るかもしれないと、正直に書けない現状があるようです。子どもの権利が守られているかチェックをする、独立した第三者機関を置くよう希望します。	ご意見として承ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体として尊重」に記載のとおり、子どもの権利の周知については、子ども自身、保護者、社会全体にも知ってもらえるよう、今後周知啓発に取り組んでまいります。 子ども・若者相談室では、妊娠や子育ての相談、学校や家族の悩み、将来の進路や友人関係についての相談など、子どもに関する様々な相談を受け付けています。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。
38	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (I)子ども・若者を 権利の主体として 尊重 (62ページ)	「すべての子どもや若者が、その年齢や発達の程度に応じて、自らに直接関係する事項について意見を表明する機会を確保できるよう努めます。」の文言の「自らに直接関係する事項」とは古賀市の子どもに関する施策にも言えると思います。子どもに関する施策について、子どもたちの意見を表明する機会はどういうようにして確保されますか？	ご意見として承ります。	子どもの意見を表明する機会の確保・意見反映の在り方につきましては、こども家庭庁から示されております「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に応じて、子ども・若者の声を聞きながら、今後の施策に取り組んでまいります。
39	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (I)子ども・若者を 権利の主体として 尊重 (62ページ)	「子ども計画（案）」に沿った調査に加え、多様な子たちの声に常に耳を傾けられる場や機会を設けることで、保護者だけでなく、子自身も「子どもの権利」について理解を深められる機会が増えることを願っています。	ご意見として承ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体として尊重」に記載のとおり、子どもの権利については、子ども自身、保護者、社会全体にも知ってもらえるよう、今後周知啓発に取り組んでまいります。

40	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (2)多様な居場所づ くりの推進 (63ページ)	不登校、ひきこもり支援について。様々な居場所と支援者を用意して くださる計画に感謝する。そのために、まず不登校にさせない学校の 職員の意識改革をするべきであると考え。ここ数年の不登校の急増 の理由をしっかりと分析し、戦後教育の歪みの噴出と捉え対処されるこ とを望みます。あすなろ教室に行きたくても交通手段がなくて行けな い児童（実は口実であって行けるほど回復していないのが実態ではあ るが）のために、交通手段を整えてもらえるとありがたい。以前は同 和予算でししぶ保育所に送迎バスがあったのだから、人権予算（こど もの就学の権利）でどうにかならないかと思う。	ご意見として承 ります。	教育支援センター「あすなろ教室」専用の送 迎バスの提供は現時点では検討しておりませ ん。
41	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (2)多様な居場所づ くりの推進 (63ページ)	多様な居場所づくりの推進・・・3つの児童センターは校区外の小学 校からは通えない。学校と児童センターをつなぐ巡回バスや、地域の 公民館の解放、プレーパークなどの活用を望む。また、不登校児の居 場所として3つの児童館をあげていますが、実際に利用している児 童、生徒はどのくらいいるのか。	ご意見として承 ります。	市では不登校児童生徒に対する多様な教育機 会を確保する場のひとつとして、児童セン ターを位置付けており、複数の児童センター で、小学生及び中学生が複数名、利用してい ます。
42	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (2)多様な居場所づ くりの推進 (63ページ)	「プレーパーク」は互いに人格と個性を尊重しながら、自由に遊べる 居場所となると思う、プレーパーク実施NPO団体との連携や支援を検 討してはどうか。	ご意見として承 ります。	今後の参考とさせていただきます。
43	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (2)多様な居場所づ くりの推進 (63ページ)	子どもたちがやりたいに挑戦でき、自分らしくいられるあそび場「プ レーパーク」を実施している NPO との連携や支援を検討してはどう か？	ご意見として承 ります。	今後の参考とさせていただきます。

44	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (5)障害のある子ど も・若者の支援の 充実 (65ページ)	インクルーシブ教育は、一人一人の子どもたちに丁寧に寄り添う必要 があると考えますが、インクルーシブ教育がなされる環境をどのよう にして整えられますか？	ご意見として承 ります。	本市立小中学校は、教育支援員や少人数学級 対応講師、特別支援教育支援員、通級指導教 室指導教員、日本語指導講師等、多様な人材 を配置し、多様なニーズに応じた支援を推進 しています。また、児童生徒一人ひとりの教 育的ニーズに応じた就学相談・就学支援の充 実のため、教育支援委員会の開催やひまわり 教室の特別支援教育主任相談員による指導助 言等を実施しています。 今後は通級指導教室の指導について巡回指導 に加え、自校方式を導入し、在籍校で通級指 導教室の指導が受けられるよう充実を図り、 インクルーシブ教育の推進を図ります。
45	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (4)障がいのある子 ども・若者の支援 の充実 (65ページ)	すべての子どもが共に教育を受けられるインクルーシブ教育を推進す るなど、障がいのある子ども・若者の支援の充実を図ります。とある が具体的な内容がない。どういった充実をはかる予定か？通級指導教 室の充実はどう行っていくのか？	ご意見として承 ります。	本市立小中学校は、教育支援員や少人数学級 対応講師、特別支援教育支援員、通級指導教 室指導教員、日本語指導講師等、多様な人材 を配置し、多様なニーズに応じた支援を推進 しています。また、児童生徒一人ひとりの教 育的ニーズに応じた就学相談・就学支援の充 実のため、教育支援委員会の開催やひまわり 教室の特別支援教育主任相談員による指導助 言等を実施しています。 今後は通級指導教室の指導について巡回指導 に加え、自校方式を導入し、在籍校で通級指 導教室の指導が受けられるよう充実を図り、 インクルーシブ教育の推進を図ります。
46	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (4)障がいのある子 ども・若者の支援 の充実 (65ページ)	インクルーシブ教育の推進が明言されていること、とても嬉しく思い ました。一方で、これまでの教育が長くインクルーシブでなかったこ とから、変革していくことは容易ではないことも多いと思います。 やっぱり難しかったと頓挫しないよう、その点を念頭に置いて戦略的 に推進していかれること、今リストアップされている「事務事業」だ けでなく、当事者と現場の声が重視され、現場の支援や意識改革も含 めて実装されることを期待します。	ご意見として承 ります。	いただいたご意見は、今後の取組の検討の参 考とさせていただきます。

47	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (5)児童虐待防止対 策の推進、自殺対 策の推進 (66ページ)	子ども自身がヤングケアラーの認識がない場合もあるので、出前講座 や広報について検討していただきたい。	ご意見として承 ります。	ヤングケアラーへの支援の推進については、 ヤングケアラーの理解の促進のため周知啓発 に努めるとともに、早期発見・把握のため 日々子どもと接する学校などの関係機関と連 携し、それぞれの家庭の状況に応じた必要な 支援につなげてまいります。
48	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (5)児童虐待防止対 策の推進、自殺対 策の推進 (66ページ)	ヤングケアラーは自覚しにくいだけではなく、思春期の子どもにとっ ては人に知られたくないという思いの子もいると思うので思春期の子 どもの心情に寄り添った配慮をお願いしたいです。学校ですべての子 どもに相談窓口を知らせるなどしてほしいです	ご意見として承 ります。	古賀市では「子ども・若者相談室」を設置し ており、ヤングケアラーを含めた様々な相談 を受けています。学校などの関係機関と連携 し、相談窓口の周知を行うとともに、ヤング ケアラーについての周知も実施してまいりま す。
49	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (5)児童虐待防止対 策の推進、自殺対 策の推進 (66ページ)	ヤングケアラーについて自覚していない子どもたちも多くいると思う が、子どもへの周知はどのようにおこなうのか？ ヤングケアラーの子どもたちへの今後の対応は？	ご意見として承 ります。	古賀市では「子ども・若者相談室」を設置し ており、ヤングケアラーを含めた様々な相談 を受けています。学校などの関係機関と連携 し、相談窓口の周知を行うとともに、ヤング ケアラーについての周知も実施してまいりま す。

50	第4章 ②チルドレン ファーストの子育 て・子育てを支援 します (5)児童虐待防止対 策の推進、自殺対 策の推進 ③保護 者が安心して子育 てができる環境を 確保します (2)地域における子 育て支援の充実 (66,69ページ)	第5章には「子育て短期支援事業(ショートステイ事業)」(P.87)と「子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)」(P.94)がそれぞれ載っていますが、第4章に載っていないのはなぜですか。上記2つの事業は「(2)地域における子育て支援の充実」および「(5)児童虐待防止対策の推進」において重要な事業として力を入れてほしいです。福岡市の「福岡市子どもショートステイ」のように、児童養護施設だけでなく、地域の(特に校区の)里親家庭でショートステイを受け入れられるような体制づくりに取り組んでほしいです。里親は県の管轄ですが、県に問い合わせたところ、ショートステイ事業については市町村の範疇ということだったので、ぜひチルドレンファーストの古賀市で先駆けて取り組まれることを期待します。今回の計画に現段階で盛り込まれていないことはどうしたら盛り込んでもらえるのですか。	66ページ 「(5)児童虐待防止 対策の推進、自殺 対策の推進」の事 務事業「【再掲】 児童権利擁護事業 青少年健全対策事 業」の「事業概要 等」の項目に「子 育て短期支援事業 (ショートステイ 事業)、子育て世 帯訪問支援事業 (ヘルパー派遣事 業)」を追加しま す。 69ページ 「(2)地域における 子育て支援の充 実」の事務事業 「【再掲】子育て 応援事業」の「事 業概要等」の項目 に「子育て援助活 動支援事業(ファ ミリー・サポー ト・センター事 業)」を追加しま す。	それぞれの事務事業の中には前段でご指摘いただいた事業を含んでおりますが、より明確に表示するため追記します。 また、里親を活用した子育て短期支援事業については、先行自治体の実施状況等を参考に研究をしてまいります。
51	第4章 ③保護者が安心し て子育てができる 環境を確保します (1)子育て世帯の 経済的負担の軽減 (68ページ)	No.3-1-1、事業概要について、誤「産前・産後支援子育て事業」→正「産前・産後子育て支援事業」だと思います。	68ページ ③No.3-1-1 事業概要につい て次の通り修正 します。 「産前・産後子 育て支援事業」	ご指摘を踏まえ内容を修正いたします。

52	第4章 ③保護者が安心して子育てができる環境を確保します (3)地域における子育て支援の充実 (69ページ)	地域団体や関係機関との連携強化に努め、地域におけるつながりの形成及び子育て支援事業の充実を図ります。とあるが、どのような方法を考えているか？	ご意見として承ります。	地域の子育て支援者の方々や関係機関と協議しながら進めてまいります。
53	第5章 ④地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制の確保方策 (3)放課後児童健全育成事業(学童保育)・放課後子供教室 (84～85ページ)	放課後子ども教室について、「学童保育との連携」とありますが、どのような連携をとっているのでしょうか。各小学校によって、連携の仕方、活動内容、参加人数等、様々だと思いますが、あの表を見る限り、市内全小学校が同じような形態で開催しているように見受けられます。それぞれに課題があると思いますが、今後どのような放課後の居場所作りを目指しているのでしょうか。学童保育によっては、放課後子ども教室がない日は外で遊べないなど制約があるようです。子どもたちにとって、遊び（特に外遊び）は健全な成長発達には欠かせません。学童保育指導員と子ども教室スタッフが同じような子ども観をもって子どもたちを見守ることができるよう、子どもの権利条約をはじめとする研修や交流などが必要に思います。チルドレンファーストを掲げる古賀市。日常的に子どもの権利が守られ、子どもたちが主体的に生きていけるまちをつくれるよう、よろしくお願いいたします。	ご意見として承ります。	地域の方々の協力のもと、全8小学校区で放課後子供教室を実施しており、その活動内容は地域の状況に応じて様々であり、学童保育との連携も一様にはなりません。84ページから86ページに記載のとおり、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が参加できるよう、両者の連携を図っていきたいと考えます。
54	第5章 ④地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制の確保方策 (3)放課後児童健全育成事業(学童保育)・放課後子供教室 (84～85ページ)	・放課後児童健全育成事業であるので「放課後児童クラブ」と「放課後児童支援員等」という名称で統一されるべきである。 ・利用児童数を経年で示してあるが、その人数は「定員」ではないのか？正しく分析するには待機児童数を加えないと、実情を反映できないと思われる。 ・学校や幼保、そして放課後等デイサービスとの連携を国は示している。特に要保護児童対策については、放課後児童クラブの果たす役割は大きいと思われるので有効に使っていくべきである。そして情報を集める手段としてではなく、こどもを共に育む対等な機関としてかわってほしい。また国もそう指導している。	原案のとおりとします	・古賀市学童保育所条例等において、放課後児童健全育成事業を行う場所を「学童保育所」、職員を「指導員」と規定しており、通常この名称を使用しているため、本計画でも原案のとおりとします。 ・利用児童数【現状】については、各年度3月1日時点の利用者数を示しています。また、待機児童は発生していません。 ・ご意見として承ります。

55	第5章 ④地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制の確保方策 (3)放課後児童健全育成事業(学童保育)・放課後子供教室 (84～85ページ)	放課後児童支援員等について、各所で人材の囲い込みがあり有効に生かせていない実態や、研修が勤務扱いにならないという嘆きも耳にする。他自治体との格差が人材確保困難の原因であろう。細部に気を配ることが、計画の実現のための一歩だと感じる。	ご意見として承ります。	人材確保については、県や近隣自治体との情報共有を行い、また運営者と連携しながら、学童保育所指導員の処遇改善につながる仕組みを検討してまいります。
56	第5章 ④地域子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制の確保方策 (9)病児保育 (93ページ) 全体	病児保育事業について、令和5年度の利用日数が前年度(令和4年度)の約2倍となっている。これは病児保育無償化が要因の一つと考えられる。無償化前は申請すれば利用ができていたが、現在はまったく予約が取れず利用ができないという本末転倒な状況が発生している。利用施設を増やすなども具体的な対策をお願いしたい。	ご意見として承ります。	令和5年度より無償化が始まったことなどの理由で利用日数が増加しており、特に感染症等が流行する時期については、予約が取りにくい場合があります。利用施設の増設にあたっては、令和5年度より広域利用(古賀市、新宮町、福津市、宗像市での相互利用)も始まっていますので、近隣自治体と協力しながら利用者が必要な時に利用できる環境の整備に努めてまいります。
57	第6章 ②子どもの意見を尊重した施策の推進 ③実施状況の進捗管理 (102～103ページ) 全体	・「こどもまんなか社会」とても良いですが、子どもの意見を聴いているのかなと計画を見て思いました。 ・PDCAサイクルの中で、たくさんの意見を出す場所があればいいなと思いました。 ・子どもも大人も「子どもの権利」を理解し、子どもの権利が守られるような計画になることを期待します。	ご意見として承ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体として尊重」に「すべての子どもや若者が、その年齢や発達の程度に応じて、自らに直接関係する事項について意見を表明する機会を確保できるよう努めます」と記載しております。また、102ページ「②子どもの意見を尊重した施策の推進」にも、「子ども・若者の意見を尊重しながら取り組みを進めていきます」と記載しております。それぞれの個別の施策を進めていく中で、自らに直接関係する事項について子どもの意見を尊重しながら進めてまいります。

58	第6章 ②子どもの意見を尊重した施策の推進 (102ページ)	「子ども・若者の意見を尊重しながら…」とあるが、これはとても重要なことだと思う。ぜひしっかりやってほしい。どのようにして声を拾うのか？ワークショップの定期開催など具体的な事業に期待する。	ご意見として承ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体として尊重」に「すべての子どもや若者が、その年齢や発達の程度に応じて、自らに直接関係する事項について意見を表明する機会を確保できるよう努めます」と記載しております。また、102ページ「②子どもの意見を尊重した施策の推進」にも、「子ども・若者の意見を尊重しながら取り組みを進めていきます」と記載しております。それぞれの個別の施策を進めていく中で、自らに直接関係する事項について子どもの意見を尊重しながら進めてまいります。
59	第6章 計画の推進体制 ③実施状況の進捗管理 (103ページ)	事業を効果的に推進する方法についてPDCAサイクルを回しながら検証し、改善に向けた取り組みを進めていきます。とあるが毎年、こういった機関が検証し、こういった形で進捗などの報告が誰にあるのか？市民への報告はないのか？見直し後、こども計画の内容の変更などはあるのか？	ご意見として承ります。	104ページ「実施のイメージ」の図に記載のとおり、基本目標別の具体的な取組について、古賀市子ども・子育て支援庁内会議、古賀市子ども・子育て会議による事業進捗状況について確認、審議し、翌年の活動に反映していきます。また、内容については市HPにて毎年公表していきます（現行の第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画も同様に実施しています）。必要に応じて計画の内容の変更もいたします。
60	第6章 計画の推進体制 ⑤進捗をはかる指標 (I)成果指標 (105ページ)	令和6年度に実施したアンケートでは、「子どもの権利」の認知度についてのアンケートが保護者向けだけとなっている。子ども自身の声を聴いていないが、なぜ子どもたちへのアンケートにはなかったのか？このアンケートには不登校児童生徒の声は入っているのか？子ども向けのアンケートの内容について、子ども子育て会議できちんと話し合われたのか？	ご意見として承ります。	子ども向けのアンケートは、設問の内容や量を考慮しながら策定しております。子ども向けのアンケートの中で、「家族は自分の意見を大切にしてくれている」などの項目を入れており、「子どもの権利」に関する設問も取り入れております。また、アンケートの内容は子ども・子育て会議でもご審議いただいております。不登校児のアンケートなどについては、今後事業を実施する際の参考とさせていただきます。

61	第6章 ⑤進捗をはかる指標 (108ページ)	35人以下学級達成率が100%、目指す方向性が横向きの矢印になっていますが、実際は支援級の子達を合わせて42人学級ですよね？インクルーシブ教育についても記載がありましたが、理想を掲げて現状維持とするのではなく、現場を変えていってほしいです。人数が本当に35人以下学級になり全員に目が届く、インクルーシブ教育を望みます。目指す方向性は上向きの矢印だと思うのですが、いかがですか。	原案のとおりとします。	これまで、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことをめざしたインクルーシブ教育の推進に努めてまいりました。 学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」及び「同施行令」に基づき、小学校及び義務教育学校前期課程において、通常学級は1学級35人、特別支援学級は1学級8人を標準として行っており、通常学級の学級編制には特別支援学級の児童を含めないこととされているため、通常学級と特別支援学級それぞれの学級編制に応じて教職員が配置されています。 通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童を加えて学級編制することを、国の責任においてその財源と共に実施されるべきと考えています。
62	全体	・「こどもまんなか社会」の実現に向けて、この計画を各行政区長さんや組長さんが学び、地域の取り組みに反映してもらいたい。 ・「こども基本法」をまず子どもたちが学んでほしい。自分たちは「守られている」ということ、声をあげてもいいんだという意識をもってもらいたい。 ・子育て会議市民版をぜひ古賀市で取り入れてもらいたい。	ご意見として承ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体として尊重」に記載のとおり、子どもの権利については、子ども自身、保護者、社会全体にも知ってもらえるよう、今後周知啓発に取り組んでまいります。 子育て会議市民版については、ご意見として承ります。
63	全体	「こどもまんなか社会」をうたっているのはとても素敵で、こんな対策をしてくれているんだと思った。しかし、親の収入や国籍などで子どもへの支援が分断されてしまうのは違うと思う。例えば、親の収入で3歳未満の保育料が違うのは、子どもにとって平等なのか疑問に思う。働く必要があるから働いているのに、家賃と保育料で給料が消えていくし、仕事をやめたりパートになると保育園に入りづらくなる。親の都合に子どもが振り回されて、保育園をやめたりしないといけなし、女性に働いて欲しい、子どもを産んでほしいということに矛盾を感じる。	ご意見として承ります。	保育料は、国が子どもの年齢や人数、保護者の収入、家族構成等により定めた基準に基づき設定しておりますので、ご家庭の状況により保育料が異なることについてご理解いただければと思います。また、外国籍であっても市の支援制度はほぼすべて使えますが、在留資格の有無や種類によっては使えない制度もございますので、より分かりやすいご案内に努めてまいります。

64	全体	子どものための計画であるので、せめて中学生が読んでも分かるような内容であると良い。子ども達が人生に希望を持ち、ワクワク感が伝わるようなものを求めます。パブリックコメントの期間を1カ月設けてくださったことは意見を聴こうという姿勢が感じられて素晴らしいと思います。	ご意見として承ります。	今後子どもたちに周知していく際には、分かりやすい内容、方法で実施してまいります。
65	全体	子どもに向けた章が見当たりません。子どものための子ども計画ですよね？親や支援者に向けた文章も大切ですが、子どもに向けた章があるともっといいと思いますがいかがでしょうか。全体を通して言えますが、とにかく長くて大人でも読むのに苦勞する量です。子どもが読んで、理解し、気づける、受け取れる優しい文章でつづるのはいかがでしょうか。	原案のとおりとします。	今後、子どもたちに周知していく際には、子ども向けの分かりやすい内容、方法で実施してまいります。
66	全体	子ども・若者ワークショップでは、大人や教員に子どもの権利についてもっと知ってもら。「子どもの権利が守られるまち」が共通のキーワードに挙げられている。 地域支援者グループヒヤリングでは、親・先生共に「子どもの権利について理解が進んでいない。との意見も出ている。 権利の主体である子どもへの「子どもの権利条約」の普及・啓発・周知は今後どのようにおこなっていくのか？ 同じくおとなへの普及・啓発・周知をどのようにおこなっていくのか？	ご意見として承ります。	62ページ「(I)子ども・若者を権利の主体として尊重」に記載のとおり、子どもの権利については、子ども自身、保護者、社会全体にも知ってもらえるよう、今後さまざまな手法を検討しながら、周知啓発に取り組んでまいります。
67	全体	全体的に、乳幼児の支援は多いが学童期以降の支援が少ない。不登校・ひきこもりなどで悩む本人や保護者も多く、支援が当事者に届いていない現状がある。学童期・青年期まで切れ目のない支援が必要である。	ご意見として承ります。	102ページに記載のとおり、本計画は子ども家庭センターをはじめとする各部署の連携のもと総合的に推進していくものです。 必要な支援を適切に提供、実施できるよう引き続き取り組んでまいります。
68	その他	地域で子ども達を支え体験格差を埋める役割として、育成会は大切なものであると思っています。現在、自治会そのものが危機的状態にあり、育成会も存続が危うい状況があります。ボランティア精神、善意に甘えるばかりでは今後は立ち行かないと感じています。市からの支援、協力を仰ぎたいところですがご担当の方からも情報がないと言われてしまいがっかりしました。中学の部活動も地域へ移行していく上で、地域の役割はより大きくなっていくと思います。具体的な話し合いの場を必要としています。	ご意見として承ります。	子ども会・育成会の重要性は市としても認識していますが、その存続については各団体により判断されるものと考えます。市としては、単位子ども会・育成会の活動状況の把握や、相談窓口として可能な限りの支援を行いたいと考えています。

69	その他	こども基本法の施行により、「こども」の表記に統一するべきである。	原案のとおりとします。	本計画には「子ども・子育て支援法」も含まれており、法律等により表記方法が分かれているため、使い分けが必要と考えます。
70	その他	基本方針とはいえ、とるべき手立てがもう少し具体的に見えるものになることを望む。	ご意見として承ります。	具体的な事業展開は第4章に記載の事務事業の中で進めてまいります。
71	その他	こどもの権利よりも子育てに重心のある基本計画という印象である。こどもの権利を中心に据えた「チルドレンファースト」と名乗るのは恥ずかしいというのが正直なところである。	ご意見として承ります。	「チルドレンファースト」とは家族や社会のあり方として、子どもを守り育てることを最優先するという考え方のことであるため、子どもの権利や子育て支援含め、総合的に計画を推進してまいります。